

(様式1-4)

東松島市 復興交付金事業計画

平成32年度 復興交付金事業等

省庁名: 農林水産省

令和3年3月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接/間接	基本 国費率 (a) (注3)	当該年度(注4)			年度間調整額(注5) (該当する場合のみ記載)		備 考
								交付対象事業費 (b)	交付対象事業費のうち、特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減した額 (c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間 調整額 (国費) (e)	調整後の 交付金 交付額 (f)=d-e	
84	C - 1 - 8	農山漁村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)	奥松島地区	県	県	直接	1/2	前回まで 今回 計	(0) 4,000 <4,000>	(0) 1,000 <1,000>	(0) 1,000 <1,000>	【他事業から流用】(令和元年10月7日) 流用元:石巻市C-4-1 共同乾燥調製貯蔵施設整備事業北上地区、石巻市C-4-2 施設園芸団地化整備事業蛇田・須江地区、気仙沼市C-4-1 被災地域農業復興総合支援事業階上地区・大谷地区、名取市C-1-4 農山漁村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)沼沼地区、C-1-4 農山漁村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)西矢本地区、C-4-1 大曲地区農業復興総合支援事業大曲地区、C-4-2 野蒜地区農業復興総合支援事業野蒜地区、C-4-3 西矢本地区農業復興総合支援事業西矢本地区、C-4-4 宮戸地区農業復興総合支援事業宮戸地区、C-4-5 洲崎・東名地区農業復興総合支援事業洲崎・東名地区、山元町C-4-1 被災地域農業復興総合支援事業(山元町いちご団地化整備事業)牛橋・花釜、笠野地区、南三陸町C-4-1 被災地域農業復興総合支援事業(田の浦地区農業機械施設整備事業)田の浦地区、南三陸町C-4-2 被災地域農業復興総合支援事業(さく生産施設等整備事業)波谷・在郷・田尻地区等、南三陸町C-4-3 被災地域農業復興総合支援事業(農業機械施設整備事業)板橋・泊浜・田表・西戸川、在郷地区、南三陸町C-4-4 被災地域農業復興総合支援事業(廻館地区)志津川地区 流用額:470,545千円(国費:352,908千円) 流用後交付対象事業費:5,144,100千円(国費:2,650,022千円)	
16	C - 1 - 4	農山漁村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)	(東松島市)西矢本地区	県	県	直接	1/2	前回まで 今回 計	(0) 13,000 <13,000>	(0) 13,000 <13,000>	(0) 9,750 <9,750>		
84	C - 1 - 8	農山漁村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)	奥松島地区	県	県	直接	1/2	前回まで 今回 計	(0) 4,000 <4,000>	(0) 4,000 <4,000>	(0) 3,000 <3,000>		
126	C - 2 - 2	奥松島船舶離着施設整備事業	宮戸地区	市	市	直接	1/2	前回まで 今回 計	(69,121) 0 <69,121>	(17,280) 0 <17,280>	(0) 0 <0>	【他事業より流用】(令和元年10月7日) 流用元 ☆F-1-1-1漁業集落復興効果促進事業 流用額:[R2]46,188千円(国費34,641千円) 流用後交付対象額128,734千円(国費:96,548千円)	
127	C - 6 - 4	漁港施設地盤隆起対策事業(直接補助分)	東名地区、宮戸地区	市	市	直接	1/2	前回まで 今回 計	(0) 22,000 <22,000>	(0) 22,000 <22,000>	(0) 16,500 <16,500>		
合計額								前回まで 今回 計	(69,121) 43,000 <112,121>	(0) 39,000 <39,000>	(17,280) 0 <0>	(0) 0 <0>	

都道府県名	宮城県	担当部局名	復興政策部復興政策課	担当者氏名	渡部 佳祐
市町村名	東松島市	電話番号	0225-82-1111	メールアドレス	fukko@city.higashimatsushima.miyagi.jp

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(制度要綱第2の1の(3)におけるbと同様)

(注4)基金を造成して復興交付金事業等を実施する場合、(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。

(注5)「年度間調整額」の(国費)(e)は、前年度に制度要綱第1の7の④に該当した場合に記載する。

(注6)上段( )書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。